

豊中市民生・児童委員協議会連合会の事業運営 に係る外部理事の選任についての内規

(目的)

第1条 この内規は、豊中市民生・児童委員協議会連合会（以下「連合会」という）の事業運営にあたり、外部性を反映させ、活動の透明性・正当性を社会に対して示すことのできる外部理事を選任する際の基本的な基準を定めることを目的とする。

(選任にあたっての指針)

第2条 外部理事は次の各号を全て満たす者の中から選任することが必要である。

- (1) 日常の業務や活動において、すぐれた見識と実績をもち、かつ社会的評価を得ていること。
- (2) 社会的な信用があり、かつ履歴上も重大な瑕疵がないこと。
- (3) 社会福祉の増進および民生・児童委員活動に理解があること。

(委嘱)

第3条 外部理事の委嘱は、前条の指針に基づき、理事会の承認を経て連合会の会長が委嘱する。

(任期)

第4条 任期は連合会会則第5条2項の規定による。

2 現外部理事が辞任した場合は、後任者が残任期間を就任する。

(報酬)

第5条 報酬は無報酬とする。ただし、外部理事が参画する会議等に係る経費については連合会から支出する。

(その他)

第6条 その他本内規に定めのない事項については、理事会で定める。

附則 この内規は、平成25年4月1日から施行する。